

令和8年度後期分

【学部生】私費外国人留学生成績優秀者に係る 授業料免除及び徴収猶予申請要項

※受付期間終了後の申請はいかなる理由があっても認めません。

目次

1. はじめに	P1
2. 授業料免除及び徴収猶予の申請資格	
(1) 授業料免除及び徴収猶予制度の対象者	P1
(2) 学業優秀の基準	P1
3. 申請方法・申請期間	P2
4. 申請書類提出後の注意点及び結果通知と納入時期について	P2

申請期間 本申請要項公開日から令和8年10月2日(金)23:59まで

授業料免除・徴収猶予に関する問い合わせ先

申請者本人(学生)がメールで問い合わせを行うこと。メールで不明点についてお問い合わせいただく際は、件名を「(学籍番号) 氏名 免除/徴収猶予について」とすること。また、必ず本申請要項を確認の上、問い合わせを行うこと。

申請書類の不明点等の問い合わせは、原則、提出締切の一週間前までである【9月25日(金)まで】といたします。必ず余裕をもって申請準備を行ってください。

☆メール送付先

学生支援課奨学厚生係

(取扱時間 平日9時～12時, 13時～17時)

Mail syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp



電話でのお問い合わせには、
直ぐに対応できない場合があります。
できる限りメールにて、
お問い合わせください。
TEL 072-978-3305

個人情報の取り扱いについて

本学では、免除等申請書類から取得した個人情報を、免除等業務及び本学の運営・経営等に係る情報分析に利用します。

なお、免除に申請されたと同時に、上記目的での利用について了承したものとみなします。

また、学力評価については出身校及び本学での成績等を使用しますが、同意いただけない場合には別途学業成績にかかる書類の提出が必要となります。

上記個人情報については、法令に基づく場合を除き、目的外の利用及び第三者へ提供することはありません。

1. はじめに

本申請要項は、私費外国人留学生のうち、学業優秀な学部生に対して、授業料を半額免除及び徴収猶予(納付期限延長(前期分7月まで))する制度について記載しています。

授業料免除実施額には免除実施可能額があり、その範囲内での選考となります。そのため、適格者全員が必ず免除許可となるわけではありません。

選考方法は下記のとおりです。

成績が優秀な者(学力評価点が上位の学生)から順に半額免除(各回生ごとに4名)

※予算により変更の可能性あり

授業料免除結果が不許可となった者は、その決定があった後、速やかに所定の授業料を納付しなければなりません。速やかに納付することが困難な場合は、授業料免除申請と同時に徴収猶予を申請してください。

ただし、授業料免除結果が学業優秀の基準(P1「2(2)学業優秀の基準について」参照)を満たさずに不許可となった場合は、徴収猶予もあわせて不許可となりますので、授業料納付の準備を行ってください。

2. 授業料免除及び徴収猶予の申請資格

(1) 授業料免除及び徴収猶予制度の対象者

教育学部教育協働学科に在籍し、学業優秀(下記の「2(2)学業優秀の基準について」参照)かつ経済的に困難な状況を抱えている者が本申請の対象です。

ただし、次の①～③に該当する場合は、審査対象外となります。

- ①令和8年度後期分の授業料をすでに納付している者
- ②在籍期間が修業年限を超えている者
(休学など特別な事由があると認められる者を除く。但し、転籍は特別な事由とは認めない。)
- ③申請書類の提出後、大学から別途書類の提出について指示を受けても提出しなかった者

(2) 学業優秀の基準について

令和8年後期における基準です。令和8年3月末までの修得単位数及び学力評価点が基準以上の者を適格者としてします。

回 生	修得単位数	学力評価点
学部 1	15	21.0
学部 2	45	
学部 3	80	
学部 4	115	

◆学力評価点の算定方法

今年度前期(令和8年9月末)までの成績を基に、次の算式により得た数値(小数点第2位を四捨五入)

$$\frac{(\text{秀及び優の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1)}{\text{総 修 得 単 位 数}} \times 10$$

学力評価点が20.95点以上 → 適格、学力評価点が20.95点未満 → 不適格 となります。

3. 申請方法・申請期間

☆受付日を過ぎてからの申請は、いかなる理由があっても認めませんので、注意してください。

以下の申請フォームから申請を行ってください。

回答にはサインインが必要です。

ユーザーID@ms.osaka-kyoiku.ac.jp を入力してください。

※@(アットマーク)の直後は”ms”と入力する必要があります。

→ <https://forms.cloud.microsoft/r/R3fi4pyChZ>



Forms での申請には Microsoft アカウントへのサインインが必要です。

提出期限の直前にパスワードが分からない、ログインできない等の理由により、提出できないなどのトラブルが生じないように、早めに提出フォームへのログインの可否を確認するようにしてください。

【申請期限】

令和 8 年 10 月 2 日(金) 23:59

(参考) サインインできない場合、みらい ICT 先導センターWEB ページ「各種サービスにログイン・サインインできない!」の「③Microsoft365 にサインインできない」をご参照ください。

<https://www.osaka-kyoiku.ac.jp/~ipc/repelledservice>



4. 申請書類提出後の注意点及び結果通知と納入時期について

○申請書類提出後の注意点

・免除徴収猶予申請者(申請を受理された者)は、徴収猶予の許可の可否を決定するまでの間、後期授業料の徴収を猶予します。猶予期間中は、口座から授業料が引き落とされることはありません。

○結果通知と授業料納入の時期について

・結果通知の時期

11月下旬～12月初旬に申請者の大教 G メール宛てに通知予定。

迷惑メールを拒否する設定をしている方は syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp からのメールを受信できるように設定してください。

なお、12月10日を過ぎても結果通知メールが確認できない場合は、大教 G メール全てのメールフォルダを対象に、件名に「授業料免除」を含むメールを検索してください。迷惑メール(SPAM)フォルダに振り分けられている場合があります。全てのメールフォルダを検索しても結果通知のメールが確認できない場合は、表紙に記載の問い合わせ先までご連絡ください。

・不許可者の後期授業料納入時期

※詳細は、結果通知とともに送付される「授業料納入のお知らせ」を確認すること。

	納入時期	支払方法
徴収猶予許可者	1月下旬予定	授業料:学費納入口座より引き落とし
徴収猶予不許可者 徴収猶予に申請のない者	12月下旬予定	授業料:学費納入口座より引き落とし